

---

---

## 熊本市自治基本条例の見直しについて

### 答申書

写

令和4年（2022年）10月14日

第5期熊本市自治推進委員会



令和4年（2022年）10月14日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市自治推進委員会  
委員長 澤田 道夫

熊本市自治基本条例の見直しについて（答申）

令和3年（2021年）12月21日付け地政発第000582号で諮詢のあった熊本市自治基本条例第42条に規定する条例の見直しについて、当委員会において協議した結果、次のとおり答申します。



# 目 次

1	はじめに	1
2	社会情勢等の変化等を踏まえた自治基本条例見直しの検討結果について	2
3	災害等の発生に対する備えに関する検証	3
4	性の多様性に対する配慮及びノーマライゼーションの推進に関する検証	7
5	多文化共生社会の推進に関する検証	9
6	課題解決のための国際的な連携に関する検証	13
7	DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進に関する検証	15
8	その他附帯意見	18
9	第5期熊本市自治推進委員会名簿及び検討経緯	19



# 1 はじめに

熊本市は“自分たちのまちは自分たちで創る”という考え方を基本として、市民・市議会・行政が、それぞれの役割や責任を認識しながら、情報共有・参画・協働によるまちづくりを推進するために、平成22年4月に熊本市自治基本条例を施行した。

本条例第42条では、社会情勢等の変化を踏まえ、熊本市の自治をさらに進んだものとしていくために「条例の施行後、4年を越えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。」としている。

この条文に基づき、これまで平成27年度及び平成31年度に条例の見直しを実施しており、政令指定都市への移行に伴う区制の導入などを踏まえた「区におけるまちづくり」や平成28年熊本地震の経験を踏まえた「危機管理」について、新たに“章”として設けるなどの条例改正を行ってきた。

前回の見直しから4年目を迎えることから、本委員会では、性の多様性に対する社会的関心の高まりや、本市における外国人住民の増加、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたデジタル技術の活用推進など、様々な社会情勢等の変化と自治基本条例との関係性について新たな検証を行った。

本答申が市民・市議会・行政、3者の連携のもと、自治基本条例が規定する自治運営の基本原則である情報共有・参画・協働による市政・まちづくりを進め、熊本市が個性豊かで活力に満ちた社会に発展していくことを大いに期待する。

## 2 社会情勢等の変化と自治基本条例見直しの検証結果について

本委員会において、平成31年（2019年）4月1日から、現在までの間に起こった社会情勢等の変化と自治基本条例との関係性について、下記のとおり検証を行った。

- ◆ 災害等の発生に対する備えに関する検証
  - ・・・ **条例改正が必要**
- ◆ 性の多様性に対する配慮及びノーマライゼーションの推進に関する検証
  - ・・・ **条例改正が必要**
- ◆ 多文化共生社会の推進に関する検証
  - ・・・ **条例改正が必要**
- ◆ 課題解決のための国際的な連携に関する検証
  - ・・・ **条例改正は不要であるが、逐条解説の改正が必要**
- ◆ DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進に関する検証
  - ・・・ **条例改正は不要であるが、逐条解説の改正が必要**

### 3 災害等の発生に対する備えに関する検証

- (1) 第36条の2第1項条文中に、災害等への備えに関する「自助」、「共助」の取組の具体例を加えること。
- 

熊本市は、平成28年熊本地震の経験を踏まえ、平成31年（2019年）4月1日に条例改正を行い、「危機管理」に関する規定として“章”を追加し、下記の通り条文を設けている。

（危機管理）

第36条の2 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとともに、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。

3 市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧復興に取り組みます。

加えて、防災に関する市の基本的な考え方を明らかにし、地域防災力のさらなる強化につなげていくことにより、災害に強いまちを実現することを目的とする、「熊本市防災基本条例」の制定にあたっての検討を進めてきたところである。（令和4年(2022年)10月1日施行）

自治基本条例は、第41条第2項において「市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。」と規定されているところ、自治の主体である市民が自治基本条例を尊重し、自治の推進に努めるためには、条文は市民にとって容易に理解でき、かつ、趣旨が伝わるものである必要がある。

現行の第36条の2第1項においては、市民は「日頃から災害等の発生に備える」よう努めることが規定されているが、その備えは「自助」によるものであるのか、「共助」によるものであるのか、あるいはその両方であるのかをより分かりやすくすべきである。

また、平成31年（2019年）の条例改正の際には、熊本地震の経験から「共助」の重要性を認識したところであるが、実際に災害が発生したときに助け合うためには、日頃からの地域コミュニティ形成・つながりづくりが重要である。

以上を勘案し、危機管理について規定した第36条の2第1項条文中に、災害等への備えに関する「自助」、「共助」の取組の具体例を加えることが必要であると考える。

変更後	変更前
(危機管理) 第36条の2 市民は、日頃から <u>一人ひとりが災害等の発生に備え、物資等の備蓄や近隣との協力関係の構築に努めるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。</u>	(危機管理) 第36条の2 市民は、日頃から_____災害等の発生に備え_____るとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

## (2) 第32条第1項条文及び逐条解説中に身近な地域の課題の具体例を加えること。

市民相互の協働によって解決していく必要のある身近な地域の課題は、独居高齢者に関する課題や子育てに関する課題等の福祉に関わるものから、ゴミ問題等の環境・美化に関わるものまで多岐にわたっており、多様化・複雑化している。

さらに、災害への備えとして重要な「共助」において、日頃からの地域コミュニティ形成・つながりづくりが重要であることは前述したとおりである。

しかしながら、現行の自治基本条例では、第32条において、市民は、市民相互の協働によって身近な地域の課題を解決していくよう努めることが規定されているが、地域課題にはどのようなものがあるのか示されてはいない。

このようなことから、第32条第1項条文及び逐条解説中に身近な地域の課題の具体例を加え、さらに、具体例のなかに「防災」に関する事柄を含めることによって、地域コミュニティ活動の重要性を示すとともに、日頃からの「共助」の取組を推進する必要があると考える。

【条文】

変更後	変更前
(地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、 <u>防災、福祉、環境等の</u> 身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。	(地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、_____身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。

【逐条解説】

変更後	変更前
<p>＜逐条解説＞</p> <p>第32条は、地域コミュニティ活動の推進とその支援などについて定めたものです。</p> <p>本市においては、町内自治会や校区自治協議会をはじめとして様々な地域団体が設立され、地域住民自らが考え、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見いだし、解決するなど、地域ごとに特色のある住み良いまちづくりが進められています。</p> <p>しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなってきたという現状があります。</p> <p>参画と協働を拡充推進するための基本的な事項（参画の対象・方法、パブリックコメント制度（*10）や審議会等の公開・市民公募に関するルールなど）については、別に条例をつくることを定めています。この規定に基づき、平成23年4月1</p>	<p>＜逐条解説＞</p> <p>第32条は、地域コミュニティ活動の推進とその支援などについて定めたものです。</p> <p>本市においては、町内自治会や校区自治協議会をはじめとして様々な地域団体が設立され、地域住民自らが考え、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見いだし、解決するなど、地域ごとに特色のある住み良いまちづくりが進められています。</p> <p>しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなってきたという現状があります。</p> <p>参画と協働を拡充推進するための基本的な事項（参画の対象・方法、パブリックコメント制度（*10）や審議会等の公開・市民公募に関するルールなど）については、別に条例をつくることを定めています。この規定に基づき、平成23年4月1</p>

日に「熊本市市民参画と協働の推進条例」を施行いたしました。  このようなことから、第1項では、 <u>防災や子育て、ごみ問題等の多岐にわたる地域課題や、地域の特色を活かしたまちづくり等について、</u> 市民が可能な範囲で協力し、参加するということで、市民は地域コミュニティ活動を推進するよう努めると定めています。	日に「熊本市市民参画と協働の推進条例」を施行いたしました。  このようなことから、第1項では、 <u>_____</u> <u>_____</u> 市民が可能な範囲で協力し、参加するということで、市民は地域コミュニティ活動を推進するよう努めると定めています。
---	--

## 4 性の多様性に対する配慮及びノーマライゼーションの推進に関する検証

第 27 条第 2 項条文及び逐条解説中の「男女が」の表記について、「性別」に限らず、個人の属性に起因した参画の程度の差を抑える表現へと変更すること。

自治基本条例第 27 条に規定する参画の原則において、「男女が」という表現を用いているのは、男女共同参画社会の推進を表現したものと解される。

しかしながら、熊本市では、一方または双方が性的マイノリティである二人のパートナーシップ関係を尊重するための制度として、熊本市パートナーシップ宣誓制度を平成 31 年（2019 年）4 月より開始する等、LGBT などの性的マイノリティに関する様々な施策に取り組んでいるところであり、自治基本条例においても「性別」に着目した文言を用いるのではなく、性の多様性に配慮した表現とすべきである。

また、「性別」以外でも、外国人や障がい者、未成年者等は、市政・まちづくりへの参画が比較的難しいとされる属性であると考えられるため、自治基本条例においては、ノーマライゼーション※の推進を図ることと併せて、そのようなマイノリティとされる方々も参画に取り組む主体であるということを示すべきである。

このようなことから、参画の原則を規定した第 27 条第 2 項条文及び逐条解説中の「男女が」という表記について、「性別」に限らず、個人の属性に起因した参画の程度の差を抑えるという趣旨となるよう、「地域社会を構成する多様な市民が」という表現に変更する必要があると考える。

\*ノーマライゼーション：

「障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す」という、デンマークで発祥した社会福祉理念

【条文】

変更後	変更前
(参画の原則)	(参画の原則)

第27条（省略） 2 参画による市政・まちづくりは、 <u>地域社会を構成する多様な市民が共同して取り組みます。</u>	第27条（省略） 2 参画による市政・まちづくりは、 <u>男女が</u> <u>共同して取り組みます。</u>
---	--

【逐条解説】

変更後	変更前
<p>第27条は、参画の原則について定めたものです。 (省略)</p> <p>第2項では、特に、今後の市政・まちづくりにおいては、<u>人種や国籍、性別、障がいの有無等の様々な違いにかかわらず、地域社会の構成員である市民が共同して取り組むことが重要であることから、このことを明確に定めています。</u></p>	<p>第27条は、参画の原則について定めたものです。 (省略)</p> <p>第2項では、特に、今後の市政・まちづくりにおいては、<u>男女が</u> <u>共同して取り組むことが重要であることから、このことを明確に定めています。</u></p>

## 5 多文化共生社会の推進に関する検証

- (1) 第2条第2号条文及び逐条解説中の「市民」の定義において、各要件のいずれかに該当すれば、「市民」には外国の国籍を持っている方も含むということを明示すること。

熊本市内に居住する外国人住民は、熊本市が政令指定都市となった平成24年度(2012年度)は4,259人(12月末時点)であったが、令和3年度(2021年度)は6,089人(12月末時点)と、1,800人以上増加しており、人口に占める割合も0.8%を占めている。

また、熊本市は目指す国際都市の姿である「世界に認められる『上質な生活都市』」(熊本市国際戦略：平成30年(2018年)3月制定)の基本的取組の方向の1つとして、「多文化共生や人材育成などの観点から地域の国際化を進めます。」と掲げている。

現行の自治基本条例において、「市民」とは、「ア 住民」、「イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者」、「ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)」のいずれかに該当するものと定義されており、熊本市に居住する外国人住民も当然に市民である。

熊本市に居住する外国人住民は、海外企業の熊本進出もあり今後も増加が見込まれているため、そのような方々が「市民の一員である」という意識を持つことは、自治の推進につながる重要な要素である。

このようなことから、第2条第2号条文及び逐条解説中の「市民」の定義において、各要件のいずれかに該当すれば、「市民」には外国の国籍を持っている方も含むということを明記することが必要であると考える。

### 【条文】

変更後	変更前
(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) (省略)	(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) (省略)

(2) 市民 次のいずれかに該当するもの(外国の国籍を有する者を含む。)をい います。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学 する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は 活動する個人及び法人その他の団 体(以下「事業者、地域団体、市民活 動団体等」といいます。)	(2) 市民 次のいずれかに該当するも の_____をい います。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学 する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は 活動する個人及び法人その他の団 体(以下「事業者、地域団体、市民活 動団体等」といいます。)
---	--

#### 【逐条解説】

変更後	変更前
<p>第2条は、本条例で使用する重要な用語の意義を定めたものです。</p> <p>(省略)</p> <p>第2号の「市民」は、第1号の「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、さらに、市内の事業者・地域団体・市民活動団体等としています。また、上記のいずれかの要件に該当すれば、「市民」には外国の国籍を持ってい る方も含むということを示しています。</p> <p>これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考え方からです。</p>	<p>第2条は、本条例で使用する重要な用語の意義を定めたものです。</p> <p>(省略)</p> <p>第2号の「市民」は、第1号の「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、さらに、市内の事業者・地域団体・市民活動団体等としています。</p> <p>これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考え方からです。</p>

#### (2) 第32条第2項条文及び逐条解説中に多文化共生社会を推進す る文言を加えること。

自治基本条例における「市民」とは外国の国籍を持っている方を含むことは前述したとおりであるが、個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図るためにには、日本人・外国人の区

別なく、多様な文化や価値観等を尊重することが重要である。

特に、市民が地域コミュニティ活動を行う際には、互いを十分に尊重しながら協力し合うことが必要であることから、互いの文化的な違いを尊重し合い、対等な関係を築こうとする「多文化共生」の概念を持つ必要がある。

このようなことから、地域コミュニティ活動について規定した第32条第2項条文及び逐条解説中に、多文化共生社会を推進する文言を加えることが必要であると考える。

#### 【条文】

変更後	変更前
(地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚するとともに、 <u>多様な文化的背景を踏まえつつ、互いを十分に尊重しながら進めることとします。</u>	(地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、 _____互いを十分に尊重しながら進めることとします。

#### 【逐条解説】

変更後	変更前
第32条は、地域コミュニティ活動の推進とその支援などについて定めたものです。 本市においては、町内自治会や校区自治協議会をはじめとして様々な地域団体が設立され、地域住民自らが考え、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見いだし、解決するなど、地域ごとに特色のある住み良いま	第32条は、地域コミュニティ活動の推進とその支援などについて定めたものです。 本市においては、町内自治会や校区自治協議会をはじめとして様々な地域団体が設立され、地域住民自らが考え、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見いだし、解決するなど、地域ごとに特色のある住み良いま

<p>ちづくりが進められています。</p> <p>しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなってきたという現状があります。</p> <p>参画と協働を拡充推進するための基本的な事項（参画の対象・方法、パブリックコメント制度（*11）や審議会等の公開・市民公募に関するルールなど）については、別に条例をつくることを定めています。この規定に基づき、平成23年4月1日に「熊本市市民参画と協働の推進条例」を施行いたしました。</p>	<p>ちづくりが進められています。</p> <p>しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなってきたという現状があります。</p> <p>参画と協働を拡充推進するための基本的な事項（参画の対象・方法、パブリックコメント制度（*11）や審議会等の公開・市民公募に関するルールなど）については、別に条例をつくることを定めています。この規定に基づき、平成23年4月1日に「熊本市市民参画と協働の推進条例」を施行いたしました。</p> <p>このようなことから、第1項では、市民が可能な範囲で協力し、参加するということで、市民は地域コミュニティ活動を推進するよう努めると定めています。</p> <p><u>第2項では、市民が地域コミュニティ活動を行う際には、住みよいまちづくりのため、日本人・外国人の区別なく多文化共生（*12）を推進しながら、互いを十分に尊重していくとともに、一人ひとりが役割を自覚して分担しつつ進めていくことを定めています。</u></p>
<p><u>【参考】</u></p> <p><u>*12 多文化共生</u></p> <p><u>国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを尊重し合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。</u></p>	

## 6 課題解決のための国際的な連携に関する検証

条文の改正は行わず、第39条第3項の逐条解説中にSDGs（持続可能な開発目標）に関する記載を追加すること。

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことであり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

また、内閣府は、自治体によるSDGsの取組を促進するため、優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として選定し、その中でも特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定しているところであり、熊本市も令和元年度（2019年度）に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」（10自治体）に選定された。

自治基本条例においても、第3条第6号条文中に自治の基本理念として「将来にわたる持続可能な社会の実現」を掲げており、持続可能な社会を構築するという概念を盛り込んでいるものと解される。

SDGsという文言を条文中に追加することについては、SDGsが2030年までの目標であることから、自治基本条例の条文において時限的な用語を明記する必要性は薄いものの、SDGsは、誰もが幸せに暮らすことができる持続可能な社会の実現に向けて熊本市が国際社会の一員として貢献していくために重要な概念であることから、第39条第3項の逐条解説中に記載を追加する必要があると考える。

### 第9章 国、他の地方公共団体等との連携

#### 第39条（省略）

3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

変更後	変更前
<p>＜逐条解説＞</p> <p>第39条は、国・県・近隣の地方公共団体・国内外の都市等との連携について定めたものです。</p>	<p>＜逐条解説＞</p> <p>第39条は、国・県・近隣の地方公共団体・国内外の都市等との連携について定めたものです。</p>

(省略) <p>第3項では、地球環境の保全をはじめとした、SDGs（持続可能な開発目標）(*12)等の課題の解決を図るため、国内外の都市等と連携していくことを定めています。</p> <p>地球環境の保全等共通する課題の具体的な例としては、災害対策、青少年育成、経済活動、人的な交流、文化交流、国際交流などが考えられます。</p>	(省略) <p>第3項では、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内外の都市等と連携していくことを定めています。</p> <p>地球環境の保全等共通する課題の具体的な例としては、災害対策、青少年育成、経済活動、人的な交流、文化交流、国際交流などが考えられます。</p>
<p><b>【参考】</b></p> <p>*13 SDGs（持続可能な開発目標） 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。本市は、地域の方々とともに世界の共通目標であるSDGsを推進し、「誰一人取り残されない社会」の実現に貢献していくよう取り組んでおり、令和元年度（2019年度）には、内閣府から「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」（10自治体）に選定されました。</p>	

## 7 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進に関する検証

条文の改正は行わず、第30条第2項の逐条解説中にDX(デジタルトランスフォーメーション)に関する記載を追加すること。

DX（デジタルトランスフォーメーション）は、「環境の激しい変化に対応し、デジタル技術とデータを活用して、業務そのものや組織、プロセス、文化を変革し、行政サービスをより良いものに変革すること」である。

熊本市においても、窓口サービスのデジタル化や教育ICTプロジェクトの推進といった取組をおこなっており、また、市民参画の機会の提供にあたっては、熊本市公式LINEを用いたアンケートの実施をはじめ、熊本市ホームページを用いたパブリックコメント、各種審議会等の委員募集等を行っている。

自治基本条例第30条第2項では、「市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択する」と規定しており、デジタル技術の活用やオンラインでの参画というものは、様々な手段がある市民参画のうちの1つの手法である。

自治の推進に重要なことは参画によるまちづくりであり、デジタル技術の活用は手段の1つに過ぎないため、自治基本条例に規定する必要はないと考える。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、市民参画へのデジタル技術の活用はこれまで以上に求められていることから、市民参画・協働のための仕組みを規定した第30条第2項の逐条解説中に、DXに関する記載を追加することが必要であると考える。

(市民参画・協働のための仕組み)

第30条 (省略)

2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

変更後	変更前
<逐条解説>	<逐条解説>



画を立てる際に、市民の皆さんに情報を提供したうえで、価値観を見極め、調整しながら、柔軟に政策立案を進める、市民参画の理念であり、プロセスのこと。

\*10 DX（デジタルトランスフォームーション）…環境の激しい変化に対応し、デジタル技術とデータを活用して、業務そのものや組織、プロセス、文化を変革し、行政サービスをより良いものに変革すること。

画を立てる際に、市民の皆さんに情報を提供したうえで、価値観を見極め、調整しながら、柔軟に政策立案を進める、市民参画の理念であり、プロセスのこと。

---

---

---

---

---

---

## 8 その他附帯意見

### 自治基本条例の市民への浸透について

---

今回、本委員会において、様々な社会情勢等の変化と自治基本条例との関係性について検証を行ったところであるが、自治基本条例は自治の基本ルールを定めた理念条例であることから、その理念を実現するためには、条例の内容が市民に浸透する必要がある。そのため、条例改正の検討だけでなく、自治基本条例自体を市民に浸透させるための取組についても力を入れるべきと考える。

今回の検証を契機に、例えば条例のパンフレットやホームページの内容を充実させるとともに、パンフレットの配布先についても効果的なものとなるよう工夫するなど、条例の周知方法についても検討・実施すべきであり、特に、外国人や子どもたちにも条例が分かりやすく伝わるよう、多言語化や小中学校の生徒へのアプローチといった取組を進めいく必要があると考える。

## 9 第5期熊本市自治推進委員会名簿及び検討経緯

区分	氏名	所属団体名称等
委員長	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部 教授
副委員長	小林 寛子	東海大学文理融合学部地域社会学科 教授
委員	上田 恵美子	隈庄校区青少年健全育成協議会 会長 隈庄校区自治協議会 会長 隈庄地域コミュニティセンター運営委員会 会長
委員	河田 富子	小島・中島・松尾校区単位民生委員児童委員協議会 会長
委員	清藤 千景	医療法人清藤クリニック 院長
委員	新道 欣也	熊本市青少年健全育成連絡協議会 会長 龍田校区青少年健全育成協議会 会長
委員	高智穂 さくら	公募委員
委員	鳥崎 一郎	大江校区社会福祉協議会 会長
委員	橋本 博幸	秋津レークタウン自治会 会長
委員	吉本 圭一郎	公募委員

令和3年（2021年） 12月21日 第1回

令和4年（2022年） 4月20日 第2回

令和4年（2022年） 6月30日 第3回

令和4年（2022年） 9月29日 第4回

令和4年（2022年） 10月14日 答申